

【別紙1】

○給与所得金額の求め方

【現行】

給与収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額 × 40% 65万円に満たない場合には65万円
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超	220万円



【改正後】

給与収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

○公的年金等に係る雑所得金額の求め方

【現行】

年金収入金額	雑所得控除額
【65歳未満】	
130万円未満	収入金額 - 70万円
130万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37.5万円
410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78.5万円
770万円以上	収入金額 × 95% - 155.5万円
【65歳以上】	
330万円未満	収入金額 - 120万円
330万円以上410万円未満	収入金額 × 75% - 37.5万円
410万円以上770万円未満	収入金額 × 85% - 78.5万円
770万円以上	収入金額 × 95% - 155.5万円



【改正後】

雑所得控除額
◎公的年金等控除を10万円引下げ
◎公的年金等収入が1,000万円超の場合の控除額上限 195.5万円 【現行】:770万円以上となっている年金収入金額の区分を 【改正後】:770万円以上1,000万円以下と1,000万円超に区分 1,000万円超は収入金額 - 195.5万円 = 雑所得となる
◎公的年金等収入以外の所得が1,000万円超の場合、控除額を引下げ 【他の所得が1,000万円超:▲10万円・2,000万円超:▲20万円】

○基礎控除

【現行】

前年の合計所得金額	控除額
所得制限なし	一律33万円



【改正後】

前年の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

○その他

【現行】

控除	適用要件
配偶者控除及び扶養控除	合計所得金額 38万円以下
配偶者特別控除	合計所得金額 38万円超123万円以下
勤労学生控除	合計所得金額 65万円以下
障害者、未成年者、寡婦 及び寡夫に対する非課税措置	合計所得金額125万円以下
均等割非課税基準	30万円 × (本人 + 扶養者数) + 176千円以下の者
所得割非課税基準	35万円 × (本人 + 扶養者数) + 32万円以下の者
家内労働者の必要経費	最低保障額 65万円



【改正後】

控除	適用要件
配偶者控除及び扶養控除	合計所得金額 48万円以下
配偶者特別控除	合計所得金額 48万円超133万円以下
勤労学生控除	合計所得金額 75万円以下
障害者、未成年者、寡婦 及び寡夫に対する非課税措置	合計所得金額135万円以下
均等割非課税基準	30万円 × (本人 + 扶養者数) + 10万円 + 176千円以下の者
所得割非課税基準	35万円 × (本人 + 扶養者数) + 10万円 + 32千円以下の者
家内労働者の必要経費	最低保障額 55万円